

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数（3月末 暫定値）139件（去年同期比－8件）

1 主な犯罪	○空き巣	3件（＋2件）
	○自転車盗	41件（＋13件）
	○車上ねらい	3件（＋2件）
	○部品ねらい	4件（－5件）
	○オートバイ盗	8件（＋4件）

特殊詐欺 2件（3月末 暫定値） 被害総額 2,600,000円
（内訳）

オレオレ詐欺	2件	被害金額	2,600,000円
預貯金詐欺	0件	被害金額	0円
融資保証詐欺	0件	被害金額	0円
架空料金請求詐欺	0件	被害金額	0円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	0件	被害金額	0円
その他の手口	0件	被害総額	0円

（令和5年3月末 現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真 金 町	
井土ヶ谷中町		清水ヶ丘	
井土ヶ谷下町		西 中 町	
浦 舟 町		前 里 町	
永 楽 町		大 岡	
永田みなみ台		大 橋 町	
永田山王台		中 村 町	
永 田 台		中 島 町	
永 田 東		中 里	
永 田 南		通 町	
永 田 北		唐 沢	
榎 町		東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉 野 町		南 太 田	
宮 元 町		伏 見 町	
共 進 町		二 葉 町	
庚 台		日 枝 町	
弘 明 寺		白 金 町	
高 根 町		白 妙 町	
高 砂 町		八 幡 町	
三 春 台		平 楽	
山 王 町		別 所	
山 谷		別所中里台	
蒔 田 町		睦 町	
若 宮 町		堀ノ内町	
宿 町		万 世 町	
新 川 町		六 ツ 川	2
その他		合 計	2

自転車には必ず
ダブルロックを!!



もしもし、俺だけど
仕事の大事な書類を
無くしてしまった
急遽、
お金が必要になった



南警察署からのお知らせ

○南区内では、昨年と比べて自転車盗が多発しています。

短時間でも施錠を徹底し、さらにもう一つ鍵を掛けて防犯効果をより高めましょう。

○神奈川県下では、特殊詐欺の一つである還付金詐欺が多発しています。

被害防止のため、迷惑電話防止機能付きの電話の設置を検討しましょう。

担当：南防犯協会事務局
（南警察署内：生活安全課）
電話045－742－0110



南区交通事故統計《4月》



自転車は
ヘルメットを
かぶろう

令和5年3月末現在 概数

発生件数

	令和5年	令和4年	増減数
神奈川県内	5217	4840	377
横浜市内	1870	1748	122
南区内	79	83	-4

死者数

	令和5年	令和4年	増減数
神奈川県内	29	28	1
横浜市内	10	7	3
南区内	0	0	0

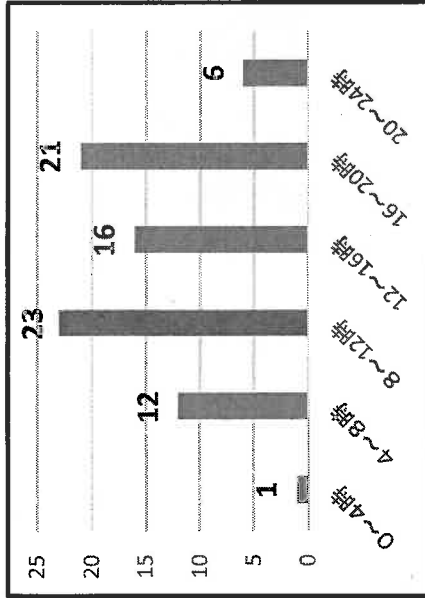
負傷者数

	令和5年	令和4年	増減数
神奈川県内	6153	5509	644
横浜市内	2172	1938	234
南区内	84	94	-10

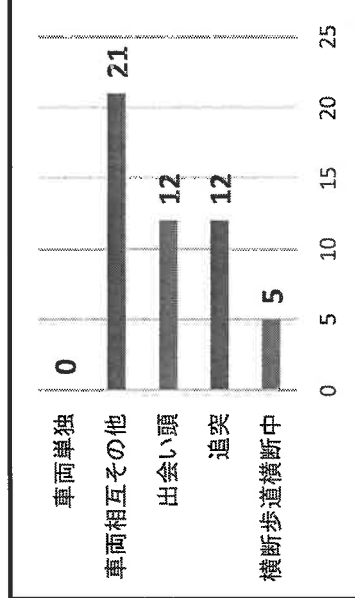
関係事故

	令和5年	構成率	増減数
高齢者	25	31.6%	-10
子供	3	3.8%	-1
二輪車	32	40.5%	3
自転車	17	21.5%	-4

時間帯別発生状況



事故類型別発生状況



南警察署からのお知らせ



新入学児童・園児を交通事故から守りましょう

令和5年度は4月5日からの7日間「新入学児童・園児を交通事故から守る運動」、5月11日から10日間「春の全国交通安全運動」と春季に交通安全運動を2回実施します。まだ道路に不慣れな新入学児童は大人の真似をします...少し遠回りでも横断歩道を渡る・信号を守る・左右の確認をよく行うなど、大人が手本を示しましょう！

町名別発生状況

町名	令和5年	令和4年	増減数	町名	令和5年	令和4年	増減数
万世町	0	0	0	平楽	0	1	-1
三春台	1	0	+1	庚台	0	0	0
中島町	0	3	-3	弘明寺	0	0	0
中村町	5	1	+4	弘明寺町	2	1	+1
中里	3	6	-3	新川町	2	1	+1
中里町	0	0	0	日枝町	0	0	0
二葉町	0	0	0	東蒔田町	1	1	0
井土ヶ谷上町	0	2	-2	榎町	0	0	0
井土ヶ谷下町	2	1	+1	永楽町	2	0	+2
井土ヶ谷中町	0	3	-3	永田みなみ台	0	0	0
伏見町	0	0	0	永田北	1	4	-3
八幡町	0	0	0	永田南	1	1	0
六ツ川	8	11	-3	永田台	1	0	+1
共進町	1	1	0	永田山王台	1	0	+1
別所	3	8	-5	永田東	2	1	+1
別所中里台	0	1	-1	浦舟町	2	2	0
前里町	4	3	+1	清水ヶ丘	0	1	-1
南吉田町	4	0	+4	白妙町	0	0	0
南太田	4	3	+1	白金町	1	4	-3
吉野町	3	3	0	真金町	1	1	0
唐沢	0	0	0	睦町	3	2	+1
堀ノ内町	1	1	0	花之木町	0	1	-1
大岡	1	5	-4	若宮町	1	0	+1
大橋町	0	1	-1	藤田町	1	0	+1
宮元町	7	3	+4	西中町	3	0	+3
宿町	1	1	0	通町	0	3	-3
山王町	1	0	+1	高根町	3	1	+2
山谷	0	0	0	高砂町	2	1	+1

～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

令和5年火災・救急概況

南消防署
1月1日～ 3月31日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別		令和5年	令和4年	増△減
火災件数		14	11	3
火災種別	建物	10	8	2
	林野	0	0	0
	車両	0	0	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	4	3	1
焼損床面積 (㎡)		4	36	△ 32
死者 (人)		0	0	0
負傷者 (人)		1	1	0
主な火災原因	放火(疑い含む)	4	4	0
	たばこ	3	2	1
	配線器具	2	1	1
	こんろ	1	0	1
		0	0	0
救急出場件数		3,675	3,615	60
救急種別	急病	2,674	2,603	71
	一般負傷	653	642	11
	交通事故	100	118	△ 18
	その他	248	252	△ 4

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別		令和5年	令和4年	増△減
火災件数 (件)		213	182	31
焼損床面積 (㎡)		1,767	1,829	△ 62
死者数 (人)		4 (0)	7 (1)	△ 3
負傷者数 (人)		28	30	△ 2
救急出場件数 (件)		57,899	57,588	311
救急種別	急病	40,821	40,611	210
	一般負傷	10,700	10,559	141
	交通事故	2,037	2,012	25
	その他	4,341	4,406	△ 65

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
行政区別件数	鶴見	20	18	2	4,323	4,288	35
	神奈川	19	13	6	3,560	3,499	61
	西	9	14	△ 5	2,357	2,189	168
	中	20	16	4	4,142	4,086	56
	南	14	11	3	3,675	3,615	60
	港南	6	13	△ 7	3,422	3,515	△ 93
	保土ヶ谷	7	7	0	3,167	3,237	△ 70
	旭	15	13	2	3,881	3,827	54
	磯子	4	6	△ 2	2,610	2,683	△ 73
	金沢	7	7	0	3,106	3,133	△ 27
	港北	23	13	10	4,629	4,483	146
	緑	6	4	2	2,581	2,585	△ 4
	青葉	11	8	3	3,422	3,550	△ 128
	都筑	9	6	3	2,535	2,432	103
	戸塚	18	14	4	4,242	4,118	124
	栄	3	7	△ 4	1,848	1,840	8
	泉	8	9	△ 1	2,368	2,507	△ 139
	瀬谷	14	3	11	2,016	1,993	23

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	0	1分団
太田地区町内連合会	0	
寿東部連合町内会	3	2分団
中村地区連合町内会	1	
蒔田連合町内会	0	3分団
お三の宮地区連合町内会	2	
堀ノ内睦町連合町内会	0	
井土ヶ谷地区連合町内会	1	4分団
北永田地区連合町内会	1	
永田みなみ台連合自治会	0	
本大岡地区町内会連合会	4	5分団
	1	
大岡地区連合町内会	0	6分団
別所地区連合町内会	1	
南永田・山王台連合町内会	0	
六ツ川地区連合自治会	0	
六ツ川大池地区連合自治会	0	1～6分団
連合未加入自治会、その他	0	
合計	14	

5 南消防団受持地域別火災件数

分団名	発生件数 (件)
第1分団	0
第2分団	4
第3分団	2
第4分団	2
第5分団	5
第6分団	1
合計	14

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

放火に注意！！

ゴミは指定された
日に出しましょう！

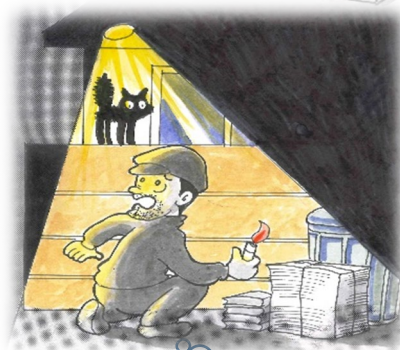


家の周りを整理して
燃えやすい物は置かない
ようにしましょう！



令和5年になってから南区内では 14 件の
火災が起きています。昨年より件数も増加し
原因は放火が一番多くなっています。

そこで放火させない、放火されない環境を
作っていきましょう！



家の周りは
明るくしましょう！

ご相談、ご連絡は・・・



南消防署予防係 253-0119

蒔田消防出張所 712-0119

大岡消防出張所 715-0119

六ツ川消防出張所 742-0119



横浜市消防局マスコットキャラクター

ハマくん

ご希望される高齢者世帯の方に消防職員が防災アドバイスを行っています。

自治会町内会長 各位
地区連合自治会町内会長 各位

南 消 防 署 長

令和５年度初期消火器具等整備補助事業について

早春の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、横浜市消防局では、平成 26 年度から自治会・町内会が初期消火器具等を設置及び全ての器具を更新する費用の一部を補助する事業を行っています。

また、令和 3 年度からは設置及び全ての器具の更新に加え、既存の初期消火器具を対象として、劣化したホース等の器材の一部分を更新する費用についても補助事業を展開しています。

つきましては、各自治会・町内会の初期消火器具の状況を御確認していただき、特に大地震発生時に被害が集中すると想定されている地域においては、積極的に初期消火器具等の設置または更新を検討していただきますようお願いいたします。

南消防署総務・予防課予防係
担当 女部田、市川
電話・FAX 045-253-0119

裏面あり

初期消火器具設置費用の一部補助について

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

1 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

2 申請方法

- (1) 受付期間：令和5年4月3日（月）～9月29日（金）
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出をお願いします。
※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

3 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

4 お願い

大地震発生時に火災被害が集中すると想定されている地域※においては、特に初期消火力の強化につながる取組を推進する必要があります。該当する地域の自治会町内会は、積極的に初期消火器具の設置や更新をしていただきますようお願いします。

（※横浜市密集市街地における地震火災対策計画で示される「対象地域」）

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

問い合わせ先：南消防署総務・予防課予防係 電話／FAX：045-253-0119

いつでも・どこでも・身近に防災を学ぼう！

よこはま 防災e-パーク

ウェブサイト上で時間や場所にとらわれることなく、災害に備える知識を身近に学ぶことができます。

風水害の備え
地震対策
火災予防
応急手当

令和5年4月利用開始！

★ 1 一般・子ども・地域防災・事業所
4つのコースから自由に学習！

なるほど！



★ 2 動画や確認テストなど充実した
コンテンツにより効果的に学習！

充実！



★ 3 修了証の発行及びご自身の受講状況の
確認が可能！



★ 4 知識だけでなく、技術を習得したい方を
対象に実技講習を開催！



横浜市消防局予防部予防課
TEL : 045-334-6406
E-mail : sy-yobo@city.yokohama.jp

よこはま防災e-パーク



令和 5 年 防災・減災推進研修＜基礎編＞のご案内

地域の防災活動を進めるうえで日頃の疑問や分からないことの解消に参考となる知識を学んでいただく研修です。積極的な受講をよろしくお願いいたします。

1 研修対象者

「町の防災組織」のメンバーの方（研修の成果を「町の防災組織」の活動につなげていただくため、お手数ですが、代表者の方からご推薦をお願いします。）

※各組織から 2名 まで推薦可能です。
※家庭防災員や防災ライセンス講習会を、
受講された方も推薦可能です。
※推薦は任意です。

【受講者の声】

☺ こちらの研修を受けて防災に興味をもち、
今では防災マニアになりました。



2 研修内容（集合）

（１）「防災・減災推進研修＜基礎編＞」研修カリキュラム

13:00 ～ 14:15	【講義】 「町の防災組織について知ろう」 「関東大震災を振り返りながら、現在の横浜市の防災対策について知ろう」	○「町の防災組織」の役割や地域との連携について学びます。 ○今年で関東大震災から 100 年を迎え、災害を振り返りながら現在の横浜市の防災対策や自助・共助について学びます。
14:25 ～ 17:00	【グループワーク】 「地域の特性を踏まえた事前の備えを考えよう」	○発災後、経過時間ごとに、自分のすべき行動、地域で何をすべきか等、議論します。

※開催日時によって一部カリキュラムの順番が異なります。

（２）開催日時

【時間】 13：00～17：00

日程	場所	定員
7月1日（土）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月3日（月）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月15日（土）	保土ケ谷公会堂（星川駅）	70名
7月19日（水）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月29日（土）	青葉区役所（市が尾駅）	60名
8月5日（土）	戸塚区役所（戸塚駅）	60名

3 申し込み方法

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、6月5日（月）まで（必着）に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、イマジネーション株式会社に委託しています。

◆「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書（別紙1）

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

4 受講者の決定

6月中旬～下旬ごろまでに、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合、「各区の受講者数のバランスや過年度の受講状況」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承ください。

5 自宅学習編のご案内（よこはま防災 e-パーク 地域防災コース）

WEB サイトで横浜市が指定する動画等を視聴し、修了証の発行を希望される方は「防災・減災推進研修＜基礎編＞」を受講したものとします。下記二次元コードまたは URL より指定のサイトにアクセスしていただくことで、動画の視聴から修了証の発行までご受講いただけます。是非、こちらもご活用ください。

◆研修受講はコチラ

右記ホームページの基礎編（自宅学習編）から、

【研修受講用サイト】に進みます。

サイト内の「地域防災コース」からログインしていただき、ご受講ください。

横浜市 防災・減災推進研修 検索



なお、昨年度と同様に DVD 等動画視聴の方法でご受講いただいた方で、修了証発行を希望される場合には、お手数ですが「修了証発行申請書」（別紙2）を総務局地域防災課まで送付ください。

申請書受付期間：令和5年6月5日（月）から令和6年3月20日（水）まで

6 お問い合わせ

研修の申し込み方法等について（申し込みの受付業務を以下に委託しています）

担当：イマジネーション株式会社 電話：045-330-4705

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について

担当：横浜市総務局地域防災課（長谷川、鈴江） 電話：045-671-3456

7 その他

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合や悪天候等の理由により中止することがあります。当日中止と判断した場合には、当日午前8時以降に横浜市ホームページにてご案内いたします。PC・スマートフォン等をお持ちでない方は、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

＜研修に関するホームページはこちら＞

横浜市 防災・減災推進研修

検索

＜横浜市コールセンター＞ 045-664-2525（平日・土日祝日いずれも 8：00～21：00）

年 月 日

イマジネーション株式会社 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 〒 _____

電 話 _____

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書

令和5年の「防災・減災推進研修＜基礎編＞」受講者として、次の方を推薦します。

氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	

- ・各組織から2名まで推薦することができます。
- ・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・**6月5日（月）まで（必着）**にご送付ください。

【受講希望日】受講可能日（太枠）に○をつけてください。

※日程調整の都合上、できる限り多くの日程に○のご記入をお願いします。

実施日	【第1回】 7月1日（土） 13:00～17:00	【第2回】 7月3日（月） 13:00～17:00	【第3回】 7月15日（土） 13:00～17:00	【第4回】 7月19日（水） 13:00～17:00
場所	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	保土ケ谷公会堂	横浜市民防災センター
受講可能日				
実施日	【第5回】 7月29日（土） 13:00～17:00	【第6回】 8月5日（土） 13:00～17:00		
場所	青葉区役所	戸塚区役所		
受講可能日				

（お住まいの地域の類型）あてはまる類型に○をしてください。

	① 戸建て中心
	② マンション等の集合住宅中心
	③ 戸建てと集合住宅が半々混在

※グループワークの際に、グループ分けするために使用させていただきます。

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

令和 年 月 日

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」修了証発行申請書

次の方は指定された防災動画を閲覧しました。「防災・減災推進研修＜基礎編＞」の修了証の発行を申請します。

氏名	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
防災よこはま（約24分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約5分）	
風水害への備え：マイ・タイムラインの作成（約17分）	
地震への備え：家具転倒防止・感震ブレーカー（約8分）	
町の防災組織の取り組み（約17分）	
マンションの防災対策について（約14分）	

※すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。

※それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。

※組織内で取りまとめてご提出される場合は、本紙の氏名欄に「裏面のとおり」と記載し、裏面に希望者全員分の「氏名」・「住所」・「電話番号」をご記入のうえご提出ください。

閲覧した動画に
チェック（✓）

【動画の案内】下記横浜市ホームページの掲載動画より閲覧をお願いします。

ウェブサイトURL

横浜市 防災・減災推進研修

検索

二次元コード



【備考】

修了証発行の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、修了証の送付や研修のご案内等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

修了証には、【防災よこはま】及び【ヨコハマの「減災」アイデア集】等、地域防災活動を推進していただくうえで、参考となる資料を同封する予定です。また、申請書提出から修了証発行までに、数週間から数か月程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

申請書送付先・問い合わせ先

※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。

総務局地域防災課（長谷川・鈴江）

TEL：045-671-3456 FAX：045-641-1677

メール：so-gensai@city.yokohama.jp

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階

取りまとめ用紙

[illegible]

令和 5 年 防災・減災推進研修＜支援編＞のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。是非お申込みください。

1 実施方法

- (1) 対象・・・・・・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
- (2) 日数・・・・・・・・1 地域につき、1 日 1 時間半～3 時間程度
- (3) 日時・・・・・・・・日程については地域の方と調整させていただきます。
- (4) 場所・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますが、研修場所の確保をお願いします。

2 研修内容について

下記②～⑤の中から最大 3 つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30 分
研修プログラム（自由選択）	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30 分～60 分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等）	30 分～60 分
④ マンション防災	60 分
⑤ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握 等）	60 分

3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができる
- 研修実施場所を確保することができる

4 お申し込み・お問い合わせ

別紙申請書に必要事項のご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて6月5日（月）まで（必着）に以下へお申し込みください。また、支援編の申込に関するご相談も下記担当までご連絡ください。

【申 込 先】郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階 長谷川・鈴江宛
FAX：045-641-1677
メール：so-gensai@city.yokohama.jp
※電話でのお申し込みは受付しておりません。

【問合せ先】総務局地域防災課 長谷川・鈴江（TEL：045-671-3456）※問合せはメールも可

5 研修受講の決定

研修受講の決定を、アドバイザーから申請者あてに7月中旬頃お伝えします。研修内容については申請者宛に調整させていただきます。また、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整することがあります。

希望する地域が多数の場合、今年度の派遣を見送りさせていただくことがありますので予めご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症対策について、国等の方針に基づき、研修開催時に感染症対策の実施をお願いする可能性があります。

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

申請者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

メールアドレス _____

防 災 ・ 減 災 推 進 研 修 < 支 援 編 > 申 請 書

令和5年防災・減災推進研修<支援編>について申請します。

地域の状況

【住居形態】 ☐戸建て ☐共同住宅 ☐混在【防災活動状況】 ☐防災活動を実施している ☐実施していない

実施している場合の活動例 (_____)

【防災組織体制】 ☐構築されている ☐構築されていない

研修プログラム ②～⑤で希望するものにチェックしてください(3つまで選択可)。

プログラム	所要時間	☒
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え (自助・共助の取組)	30分	☒
② 風水害への備え (マイ・タイムラインの作成支援等)	30分～60分	☐
③ 地震火災への備え (地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等)	30分～60分	☐
④ マンション防災	60分	☐
⑤ グループワーク (災害時のケーススタディー、地域の防災マップ作成 等)	60分	☐

希望日

第1希望 (_____) 第2希望 (_____) 第3希望 (_____)

※派遣期間は令和5年8月7日～令和6年3月31日です。可能な限り、複数の希望日をご記入ください。

※申込状況をふまえて派遣日を調整させていただきます。

希望時間 ☐1時間～1時間半 ☐2時間～2時間半 ☐3時間

※①を含め、希望するプログラムの最大所要時間を確保するようにお願いします。

実施場所 (_____)

※実施場所の確保をお願いします。また、可能な限り住所や施設名(例:●●自治会館)もご記入ください。

参加者数 (_____) 人 ※原則5名以上の参加をお願いします。

自由記入欄 (地域で困っていることなど、自由にご記入下さい。)

同意事項 (右の□にレ点チェックをしてください。)

申し込みにあたって、派遣日及び研修内容の調整をするために、氏名や連絡先など申請書に記載した情報を、研修アドバイザーへ提供することに同意します。



研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、研修内容の調整や研修の中止等、連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2 3 1 8 7 9 0
0 0 3



横浜市中区北仲通四丁目40
商工中金横浜ビル5階
一般社団法人
横浜市建築士事務所協会
行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープで「こ」をしっかりと止めてください。

令和5年度
市内先着
300件

横浜市と南区からのお知らせ

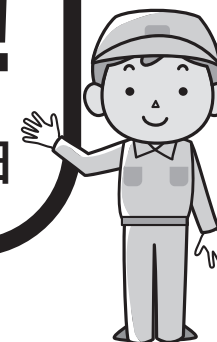


家具転倒防止器具の 取付けを代行します！



申込
期間

令和5年5月1日～令和6年1月31日



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和5年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため
転倒防止器具の取付けを無料代行します。
(南区在住の方は器具代の一部を補助します。)

対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| ① 65歳以上 | ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている |
| ② 身体障害者手帳の交付を受けている | ⑥ 中学生以下 |
| ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている | |
| ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている | |

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

家具転倒防止器具の購入代金の一部補助【南区のみ】

購入費用の **2/3 (補助上限5,200円)** を補助します。

さらに、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」による対象地域にお住まいの方は、
購入費用の **9/10 (補助上限7,200円)** を補助します

注意事項等

- | | |
|--|--|
| ● 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。 | ● 取付代行できる家具は2つまでとします。 |
| ● 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。 | ● 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。 |
| ● 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。 | ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認の上、ご用意ください。 |
| ● 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です) | ● 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。 |

相談窓口（横浜市が下記の事業者運営を委託しています）

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話

045-662-2711

FAX

045-662-8981

南区区連会承認第2号

申込方法

郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※回覧をご覧の方は、申請書をコピーして頂くか、南区のホームページからダウンロードして使用して下さい。

もしくは下記横浜市建築士事務所協会へお電話ください。

電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策

検索

●電子申請QRコード



申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時

※8月14日から16日及び年末年始を除く。

第1号様式の2（第4条）

（整理番号）

年 月 日

家具転倒防止器具取付申請書

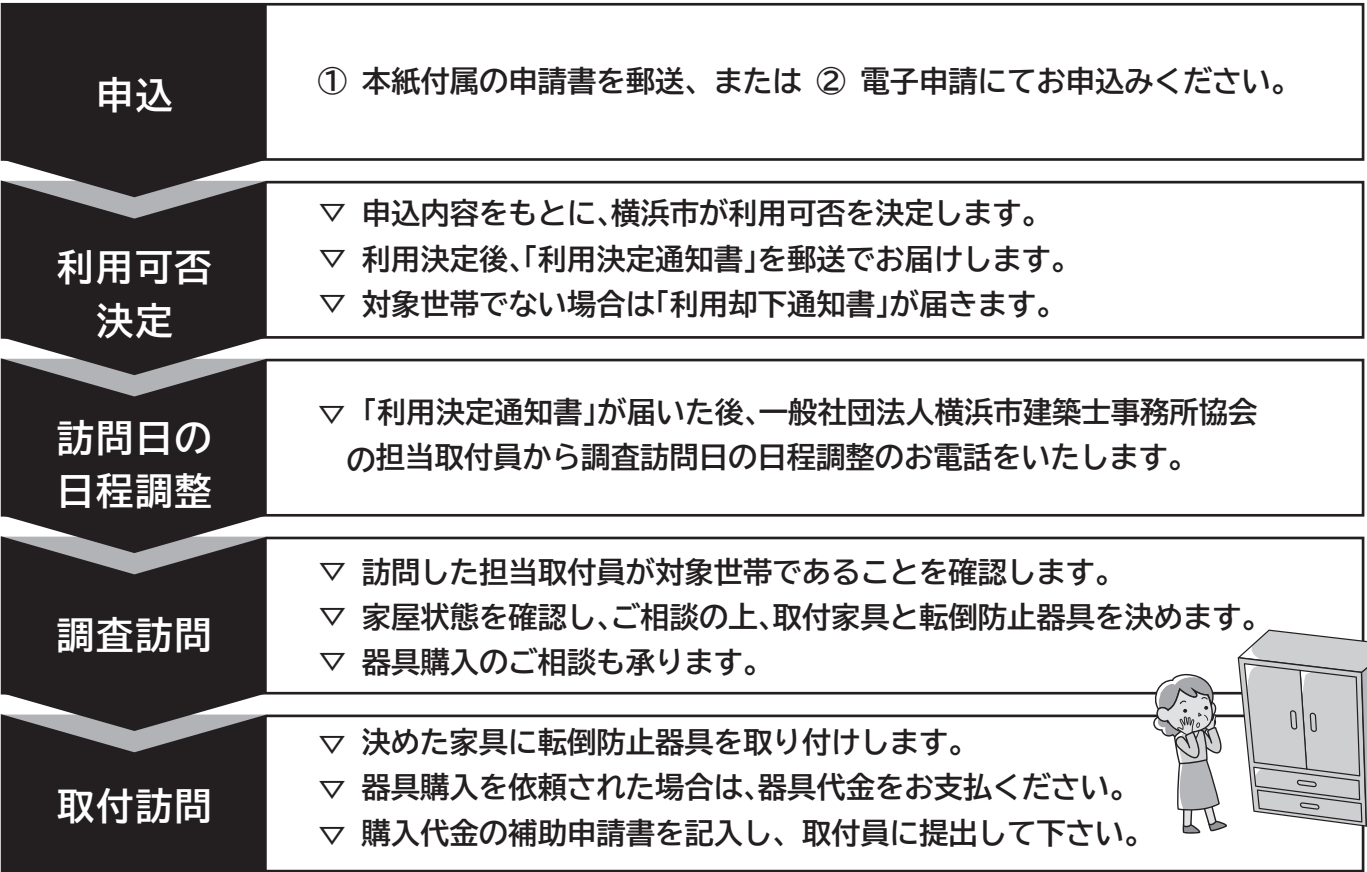
（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	人（下記項目のうち、該当するもの<u>全て</u>に☑をつけてください） 同居者全員がいずれかに該当しています。 ☐65 歳以上 ☐身体障害者手帳等の交付を受けている ☐愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ☐精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ☐介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている ☐中学生以下
住所	〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）
【注意事項等】 ●事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。） ●事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。 ●ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。 ●取付代行できる家具は2つまでとします。 【同意事項】 ● ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。 ● 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。	

切り取り線

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。



申請期間：令和5年5月1日～11月30日

大地震に備えて！

ガラス飛散防止フィルムの設置を補助します！



南区役所では、家の中の安全対策として、ご自身で対策することが難しいご家庭（高齢者世帯等）に、ガラス飛散防止フィルムの設置補助を行っています。

フィルムを設置することは、大地震が起こった時の、窓ガラスの飛散によるけがの防止や、**迅速な避難行動**につながりますので、ぜひご活用ください。

◆事業の対象

同居している家族全員が、下記の①～⑦のいずれかに当てはまる世帯

- ①65歳以上の高齢者
- ②身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤介護保険法による要介護認定または要支援認定を受けている方
- ⑥障害者総合支援法の障害福祉サービスの支給決定を受けている方
- ⑦中学生以下

※①～⑦のいずれにも当てはまらない同居家族がいる場合、申請はできません。

※この事業が利用できるのは一度限りです。以前利用したことのある方は申し込みができません。

◆注意事項

ガラスフィルムの設置は、区役所が業者に依頼して行います。ご自身で用意したフィルムの設置や、申請前に、ご自身でガラスフィルム設置業者に施工を依頼した場合は補助の対象とはなりません。

◆補助内容

○フィルムの設置費用（単価 7,000 円／㎡（フィルム代込））に対し、設置面積 **5 ㎡** 分まで補助します。

○**補助率は設置費用の 2/3（補助上限 23,400 円）** です。

【基準表】

設置費用	35,000 円（5 ㎡）
補助率	2/3
補助金額	23,400 円
自己負担額	11,600 円

◆例：設置面積 7 ㎡の場合は、**5 ㎡が補助対象**です。

→49,000 円（設置費用）－23,400 円（補助金額（上限））＝25,600 円（自己負担額）

裏面あり

◆申請方法

①申請書と②委任状に必要事項を記入し、③必要な添付書類と併せて、南区役所総務課（6階66番窓口）へ直接あるいは郵送にて、ご提出ください。（※申請書をご希望の方は、南区役所総務課防災担当まで、お問い合わせください。）

添付書類（例）

65歳以上の方は運転免許証、健康保険証等。障害者の方は障害者手帳。要介護者又は要支援者は介護保険証、要介護・要支援の決定通知等を添付してください。

◆申請先

まずは、お電話でお問い合わせください。申請書等をお送りします。

〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33

南区役所総務課防災担当（6階66番窓口）

TEL:341-1225 FAX:241-1151



【参考】～地震への備えは、身近な出来ることから始めましょう！～

備えは十分ですか？

災害はいつ起こるかわかりません。もしもの時に備えて、チェックしましょう！



家の安全対策

- ☐ 家の耐震性に問題はない
- ☐ 家具の転倒防止対策をしている
- ☐ ドアの前や廊下など避難路にはものを置かないようにしている
- ☐ 窓や食器棚などのガラスの飛散防止対策をしている
- ☐ 感震ブレーカーなど、出火防止の対策をしている



隣近所で助け合う関係を

- ☐ 日頃からコミュニケーションをとるなど顔の見える関係をつくっている
- ☐ 自治会町内会などの防災訓練へ参加している



家族で話し合う

- ☐ 災害時の連絡先・連絡方法を確認している
- ☐ 近くの避難場所（家族の集合場所）を確認している
- ☐ ハザードマップで家の周辺の危険箇所、避難ルートなどを確認している



備蓄品の点検

（備蓄する量の目安は最低3日分）

- ☐ 飲料水（1人3日分で9L）
- ☐ 食料（インスタント食品、缶詰など）
- ☐ トイレパック（1人3日分で15個）

広報よこはま 拾い読み

広報よこはまを動画で紹介しています

「災害への備え」

広報よこはま拾い読み

検索

令和5年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和5年5月1日（月）～5月31日（水）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり
ヘルメット かぶるだけでも 救える命

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底

◆◆令和4年中の自転車関係事故発生状況◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)	件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)
横浜市内	7,492	38	8,483	1,734	4	1,653
前 年	7,883	36	8,997	1,741	4	1,639
前 年 比	-391	2	-514	-7	0	14
構 成 率				23.1%	10.5%	19.5%
神奈川県内	21,098	113	24,382	5,405	11	5,195
前 年	21,660	142	25,062	5,438	17	5,206
前 年 比	-562	-29	-680	-33	-6	-11
構 成 率				25.6%	9.7%	21.3%

◆◆令和4年中の年齢層別自転車乗用中死傷者数内訳◆◆

15歳以下 14.1%	16～19歳 9.2%	20～29歳 12.9%	30～39歳 15.5%	40～49歳 15.3%	50～59歳 15.8%	60～64歳 3.7%	65歳以上 13.5%
----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------

自転車安全利用五則 (令和4年11月1日 内閣府交通対策本部決定)

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



自転車乗車用ヘルメット着用努力義務化!

道路交通法第63条の11 一部改正 (令和5年4月1日施行)

これまで児童又は幼児(13歳未満)について保護者が自転車の乗車用ヘルメットを着用させることが努力義務となっていました。今回の改正により、全ての自転車利用者について、乗車用ヘルメット着用努力義務が課せられることになりました。

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、令和4年11月に改定された自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメット着用の周知啓発を推進します。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

令和5年度 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 令和5年5月11日（木）～5月20日（土）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 5月20日（土）



ス ロ ー ガ ン

安全は 心と時間の ゆとりから



重 点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 2 横断歩行者事故等の防止と飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止

◇◇◇令和4年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事件数		全死者数		子どもの事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故		飲酒運転事故	
	前年比		前年比		件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴 見 区	669	94	4	3	46	2	201	18	223	37	206	29	1	-3
神 奈 川 区	363	-113	3	0	11	-20	130	-24	75	-24	114	-47	1	-3
西 区	255	18	3	3	8	-2	78	1	54	15	73	5	1	1
中 区	384	-57	1	-3	18	-7	147	16	91	-11	105	-15	5	1
南 区	328	-33	2	2	16	-8	115	-25	81	-25	129	9	3	1
港 南 区	477	44	2	1	47	14	168	3	102	17	153	24	2	0
保 土 ヶ 谷 区	454	0	0	-3	25	4	133	-45	77	8	194	36	2	1
旭 区	528	9	2	1	25	-8	185	22	91	2	193	1	7	5
磯 子 区	311	-56	1	-2	30	1	101	-31	72	-18	107	-36	1	-3
金 沢 区	506	-57	2	1	31	-22	173	-18	154	14	163	-45	2	2
港 北 区	512	-6	2	1	25	-18	141	-2	137	14	152	-8	2	-2
緑 区	371	-20	5	3	28	-13	119	-12	74	-8	104	5	4	0
青 葉 区	543	-70	1	-2	42	4	186	-18	110	-10	150	-9	2	-1
都 筑 区	438	-15	4	1	41	10	132	-4	100	-3	118	-4	3	3
戸 塚 区	514	-126	4	-2	34	0	145	-42	88	-19	189	-49	1	-1
栄 区	193	-9	0	0	10	-2	75	-11	35	2	63	-20	0	0
泉 区	272	7	0	-2	23	2	106	15	65	7	87	-3	0	0
瀬 谷 区	374	-1	2	0	25	-3	136	7	105	-5	117	6	3	0
横 浜 市 内	7,492	-391	38	2	485	-66	2,471	-150	1,734	-7	2,417	-121	40	1



横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 5月20日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

****交通事故死ゼロを目指す日****

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は5月20日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

(5月20日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車(略称：サポカー)の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

教育関係

- 1 スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
- 2 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 3 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 4 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和 5 年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

1 申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、横浜市 地域防犯カメラ設置補助金 で検索できます。

2 申請書及び添付書類の提出期限：令和 5 年 7 月 31 日（月）必着

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

3 申請書類提出先：各区地域振興課（持参または郵送）

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・見積書
- ・収支計算書（第 3 号様式）
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

なお、過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます

28 年度から 4 年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、5 年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

※詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください

4 補助金交付までのスケジュール

令和 5 年 4 月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7 月 31 日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9 月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和 6 年 2 月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3 月頃	・補助金交付

「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額 210,000 円

⑤ 交付台数

令和 5 年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数を 150 台 に拡充します。

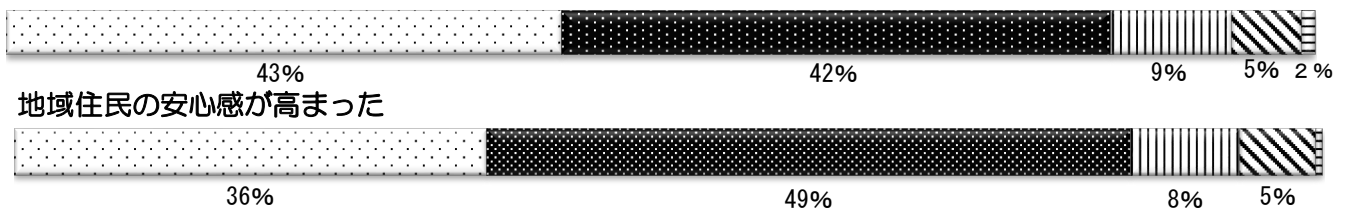
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

＜参考＞防犯カメラを設置することができる場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内のポール、民有地内建物壁面、自治会館壁面 等
設置場所により申請書類、手続きが異なります。※詳しくは「申請の手引」をご覧ください。

設置団体に対するアンケートを実施しました！

「地域防犯カメラの設置により、どのような効果を感じていますか。」という質問に対し、
自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった



☐ そう思う ☒ どちらかというと思う ☐ どちらかというと思わない ☐ そう思わない ☐ 未回答

「自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった」と答えた団体が 85%、

「地域住民の安心感が高まった」と答えた団体が 85%、といった回答結果になりました！

防犯パトロールなどの自主防犯活動にあわせて、防犯カメラを設置することで、更なる地域の防犯力向上につなげていただきますよう、補助制度をぜひご活用ください。



電子申請システムによる申請
も受け付けています。
ぜひご活用ください！



横浜市市民局地域防犯支援課

電話 6 7 1 - 3 7 0 5

Fax 6 6 4 - 0 7 3 4

自治会町内会館整備について

1 令和 6 年度の会館整備予定の申し出について

令和 6 年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

令和 6 年度に会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくことになります。（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

（1）今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和 5 年 7 月頃の予定です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
（内容を審査した上で、令和 5 年 9 月頃より予算の編成を行っていきます）
- ・令和 6 年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和 6 年 3 月末頃の予定です。

（2）自治会町内会への周知

別紙『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』を全自治会町内会に配付します。

2 令和 5 年度の自治会町内会館整備費補助事業について

整備予定件数 32 件（新築 4 件、増築 0 件、耐震補強工事＋修繕 3 件、修繕 25 件）
事業予算額 89,446 千円（事前申請分：85,446 千円、緊急対応分：4,000 千円）

※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和5年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。(※2)）
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	300万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	200万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300 万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100 万円を限度に外構工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。（新築・購入の場合、1 m²当たりの補助限度額とは別に補助します。）
- 新築、耐震補強工事及び 200 万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
（自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。）

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度 7 月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、**必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。**
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、**工事請負契約前又は売買契約締結前に**、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、**必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。**
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度 7 月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「**財産の処分制限期間（※注）**」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50 年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30 年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24 年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく 10 年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索

自治会町内会長 各位

南区地域振興課長

総 務 課 長

令和 5 年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金及び
町の防災組織活動費補助金申請説明会の開催について（ご案内）

日頃から、南区政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記説明会を次の通り開催いたしますので、出席を希望される方は、お手数ですが参加申込書をご提出いただきますようお願いいたします。

1 開催日時

令和 5 年 5 月 27 日（土） 午前 10 時から 11 時まで

2 対象者

補助金申請が初めての方

※ご希望される方の申込み制です。

※資料は各自治会町内会 1 部とさせていただきます。

※申請を初めて行う方向けの内容になります。

個別のご相談は事前予約のうえ窓口にお越しいただくかお電話でお願いします。

3 会場

南区役所 7 階 701 会議室 南区浦舟町 2-33

※駐車場はございますが、無料時間（60 分）を超えた場合は有料となりますので
公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。

※土曜開庁日となります。正面エレベーターで 7 階 701 会議室までお越しください。

4 説明会内容

（1）標記補助金の概要（申請・請求の流れ）

（2）申請に必要な様式、書類の確認（申請書類の受付も説明会当日は行いませんのでご了承ください。）

5 申込み

別紙参加申込書を郵送、FAX またはメールで 令和 5 年 5 月 19 日（金） までに地域振興課へ
ご提出ください。

※事前申し込みをしていただくようお願いいたします。

担当 地域振興課地域活動係

電話 : 341-1235 F A X : 341-1240

Email : mn-chishin@city.yokohama.jp

総務課防災担当

電話 : 341-1225 F A X : 241-1151

Email : mn-bousai@city.yokohama.jp

南区役所地域振興課 自治会町内会担当 行

**令和５年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費
補助金及び町の防災組織活動費補助金申請説明会
参加申込書**

自治会町内会名 _____

参加者氏名	連絡先

※締切日 令和５年５月１９日（金）必着

《提出先》

郵送 : 〒232-0024 南区浦舟町２-33

南区役所地域振興課 自治会町内会担当

FAX : 3 4 1 - 1 2 4 0

Email : mn-chishin@city.yokohama.jp

～まちの魅力や課題について地域で考え話し合おう～

令和 5 年度

見本

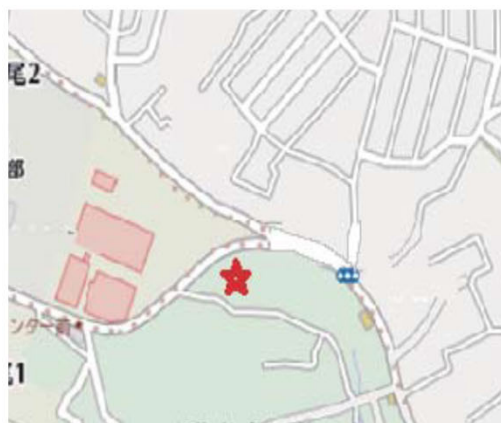
〇〇地区懇談会

●日時

令和5年5月5日（木） 19:00～

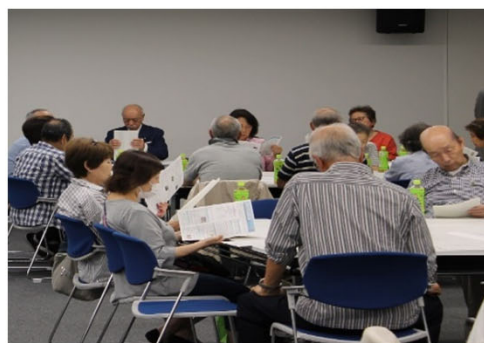
●会場

〇〇センター
（南区〇〇町3-1-5）



●議題

〇〇の現状と今後
について



昨年度の様子

参加人数を制限させていただく場合があります。
詳しくは事務局までお問合せください。



👉 ホーム
ページ

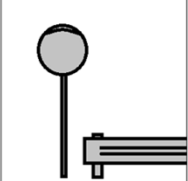
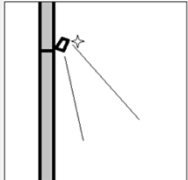
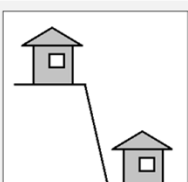
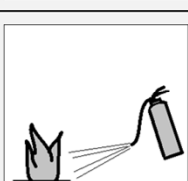
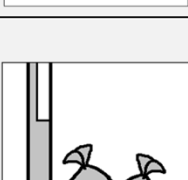
主 催：〇〇地区連合町内会

事務局：南区地域振興課地域力推進担当 ☎ 341-1239

年間を通してご相談を受け付けています！

防犯灯や道路設備の補修など、特定箇所の懸案事項については、
直接担当部署にご相談ください。

◆◇ 主な連絡先 ◇◆

	道路の補修、ガードレール等の 道路設備や公園・下水道に関すること	南土木事務所 TEL: 341-1106
	防犯灯（電柱のLED灯）に 関すること	市民局地域防犯支援課 TEL: 671-3709
	地震・風水害等（がけを含む）の 防災対策に関すること	南区役所総務課防災担当 TEL: 341-1225
	交通安全、防犯・生活安全など	神奈川県南警察署 TEL: 742-0110
	火災予防、消防訓練など	消防局南消防署 TEL: 253-0119
	ごみ収集場所・街の美化など	資源循環局南事務所 TEL: 741-3077 南区役所地域振興課 資源化推進担当 TEL: 341-1236

連絡先がご不明の場合は、横浜市コールセンター(TEL: 664-2525)
または南区役所地域力推進担当(TEL: 341-1239)にお気軽にお尋ねください。

令和 5 年 4 月 20 日

自治会町内会長 各位

南区地域振興課長 斎藤 昌代

「地域活動支援通訳派遣及び翻訳」の実施のご案内

春暖の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから南区の多文化共生推進事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

南区では、区内に暮らす外国籍等の方々と地域住民が共に円滑な日常生活を送ることを目的とした事業に対し、通訳及び翻訳ボランティアの依頼を実施しています。

つきましては、区内で行われる自治会町内会主催の事業、イベント等への通訳派遣やチラシなど印刷物の翻訳のご希望がありましたら、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

＜実施概要＞

対 象：南区内の連合町内会および自治会町内会が行う外国籍等区民が参加する行事。
ただし、次のものを除きます。

ア 参加者が限定されているもの

イ 病院およびこれに類する施設における医療通訳・翻訳

ウ 学校での試験や学習支援、単なるつきそいなど通訳、翻訳と認められないもの

エ トラブルの解決の依頼

派遣日時：原則として、月～金（祝日除く）8:45～17:15 の 2 時間以内

費 用：無料

申込方法：事業実施日 1 か月前までに地域振興課に依頼書をご提出ください。

詳しくは南区地域振興課区民活動推進係までお問い合わせください。

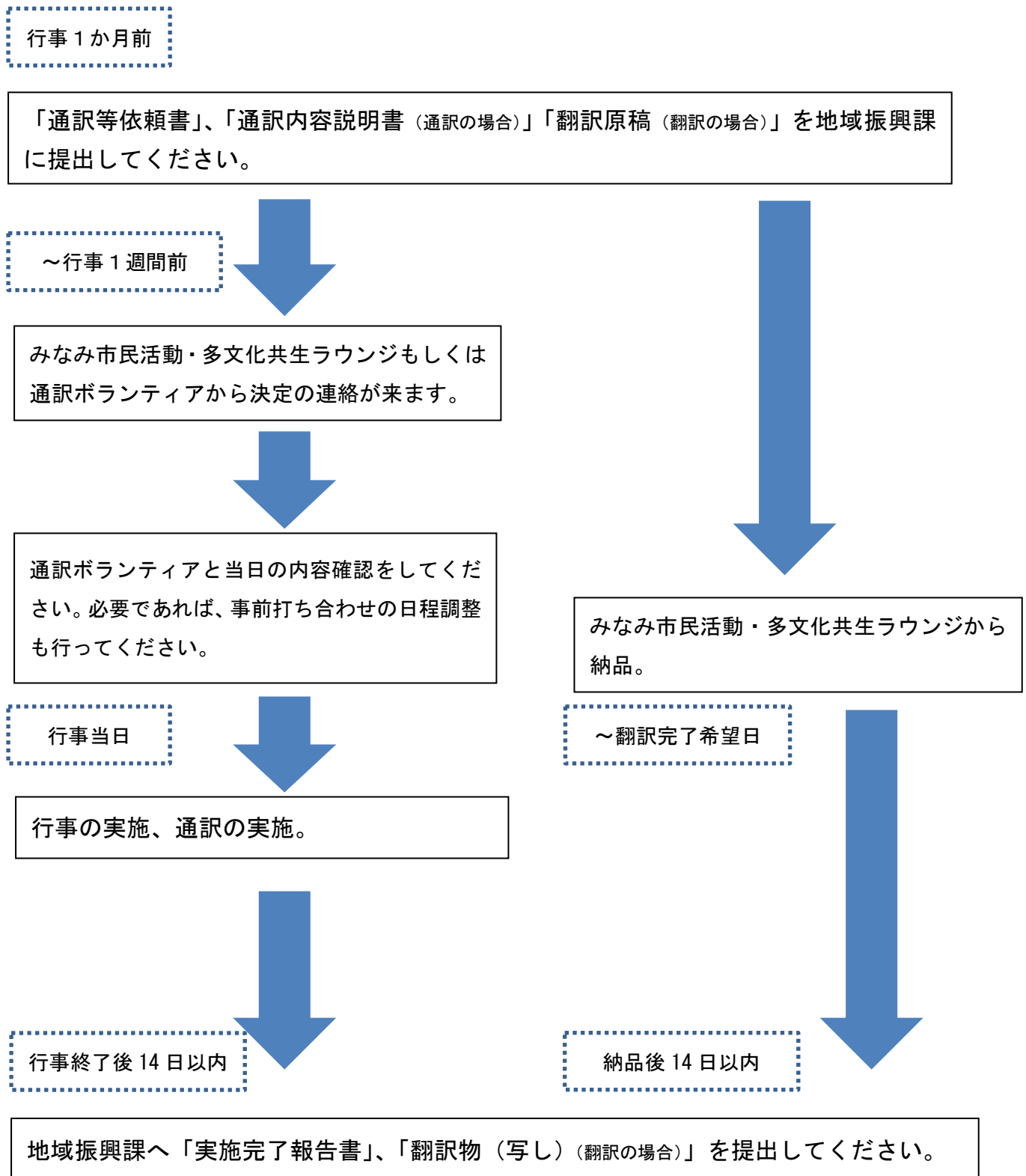
【申込及びお問合せ先】

南区地域振興課区民活動推進係

担当：古尾谷、遠藤

電話：341-1238／FAX：341-1240

～通訳派遣・翻訳の流れ～



南区地域活動支援通訳等依頼書

年 月 日

南区地域振興課長

部署名
または団体名

代表者名

次の事業について南区地域活動支援事業通訳・翻訳を希望するため関係資料を添えて依頼します。

依頼側・連絡担当者		(ふりがな)	電話:
		氏名	携帯:
			FAX:
通訳	行事名		
	通訳内容 (詳しくは別紙)		
	依頼言語、人数	語	人
	派遣希望日時	令和 年 月 日() 時 分～ 時 分(時間) *原則として、月～金(祝日除く)8:45～17:15の2時間以内です。	
	事前打合せ日時	令和 年 月 日() 時 分～ 時 分(時間) *原則として、月～金(祝日除く)8:45～17:15の2時間以内です。	
	実施場所	住所 南区	
最寄り駅・バス停: 下車徒歩 分			
翻訳	翻訳内容		
	依頼言語、枚数	語	枚
	翻訳完了希望日	令和 年 月 日()	
！ご確認ください！ 1 語学ボランティア制度は、依頼者と通訳等ボランティアの自主的な参加によって成り立っています。 2 通訳等ボランティアはプロではないため、通訳内容等によって生じたトラブルなどについては、当事者の責任になります。 3 通訳対象となる外国人は、感染症法において定義される感染症の患者でないことが条件となります。 4 通訳等ボランティアは、レイアウト等、翻訳文書のデザインを請け負うものではありません。 ☐同意する ☐同意しない ←チェックをつけてください。			

※事業実施日または納入希望日一か月前までに地域振興課まで御提出ください。
当日配布する資料がありましたら、あわせて御提出ください。

(添付資料) 【通訳】通訳内容説明書 または 【翻訳】資料

【通訳等ボランティア決定通知 みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ 使用欄】

受付・手配者名	
謝礼金額	
謝金支払方法	☐ 座振り込み (口座振替依頼書を後日お渡しします。)
通訳等ボランティア名	
確認事項	☐ 通訳等ボランティア確認済
備考欄	

通訳内容説明書

団体名

連絡担当者

電話番号

行事名	
依頼言語、人数	語人
派遣希望日時	令和 年 月 日() 時 分～ 時 分(時間) * 原則として、月～金(祝日除く)8:45～17:15の2時間以内です。
参加外国人人数(予定)	
通訳形式	
通訳内容 (なるべく具体的に)	

南区地域活動支援通訳翻訳事業 実施完了報告書

年 月 日

南区地域振興課長

団体名

代表者名

南区地域活動支援通訳翻訳について、報告します。

行事名・翻訳名					
対応言語		語			
依頼側・連絡担当者		(ふりがな)		電話:	FAX:
		氏名			
通訳	派遣日時	令和 年 月 日() 時 分～ 時 分 *原則として、月～金(祝日除く)8:45～17:15の2時間以内です。			
	事前打合せ日時	令和 年 月 日() 時 分～ 時 分 *原則として、月～金(祝日除く)8:45～17:15の2時間以内です。			
	実施場所	住所			
	実施内容	参加者人数(うち外国人数)	人(うち外国人人数:)		
		国籍及び国籍別人数	国籍:	人	
			国籍:	人	
国籍:			人		
具体的な通訳内容を、個人情報とは避けてなるべく詳細に御記入ください					
翻訳	翻訳納入日	令和 年 月 日			
アンケート		通訳・翻訳者について ☐ とてもよかった ☐ よかった ☐ 普通 ☐ あまり良くなかった (理由:)			

※派遣日・翻訳納入日より14日以内に地域振興課まで御提出ください。
(翻訳は、納入された翻訳物のコピーを添付してください)
当日使用しました資料がありましたら、あわせて御提出ください。



区連会説明資料
令和5年4月20日
南区総務課・区政推進課・地域振興課

南区制 80 周年記念事業へのご協力依頼

<趣旨>

本年 12 月 1 日に迎える区制 80 周年を地域の皆様と一緒に盛り上げていくため、南区制 80 周年記念事業に引き続きご協力をお願いいたします。

<依頼事項>

1 80 周年記念ポスターの掲示板への掲示について

(問い合わせ：総務課庶務係 341-1224)

実行委員会でポスターを制作しました。
掲示板への掲示にご協力をお願いします。



のぼり旗↓



2 のぼり旗の活用（問い合わせ：地域振興課 341-1235）

のぼり旗を各自治会町内会に 2 枚ずつお渡しします。
地域行事等で掲示していただくなど、ご活用をお願いします。 ↑ポスター
なお、のぼり旗の数に不足がある場合は個別にご相談ください。

<情報共有>

1 「南区制 80 周年記念ロゴマーク」の提供について（問い合わせ：総務課庶務係 341-1224）

どなたでも各種印刷物やイベント等で使用いただくことができます。ぜひご活用ください！
ロゴマークを使用する際は、「南区制 80 周年記念ロゴマーク使用申請・届出書」の提出をお願いします。ロゴマークのデータはホームページからダウンロードできます。



2 南区で撮影した思い出の写真の募集について（問い合わせ：区政推進課企画調整係 341-1232）

「#みんなで作る南区動画」制作にあたり、区内で撮影した思い出の写真とエピソードを募集しています。ぜひご応募ください！
(写真募集にあたりイメージ動画を公開しています。)



3 「南区制 80 周年記念」名称使用事業の募集について（問い合わせ：地域振興課 341-1235）

「南区制 80 周年記念」の名称を使用して区制 80 周年を祝うための事業を募集しています。地域で開催する各種事業で、該当する事業がありましたらお申込みくださいますようお願いいたします。



4 南区制 80 周年記念事業協賛金のお願いについて（問い合わせ：総務課庶務係 341-1224）

区制 80 周年をお祝する事業を実施するための協賛金募集は令和 5 年 7 月 31 日まで行っています。区民の皆様と地元企業等からの協賛金は、記念誌の作成、啓発物品の制作、区制 80 周年記念式典の開催等への資金とする予定です。

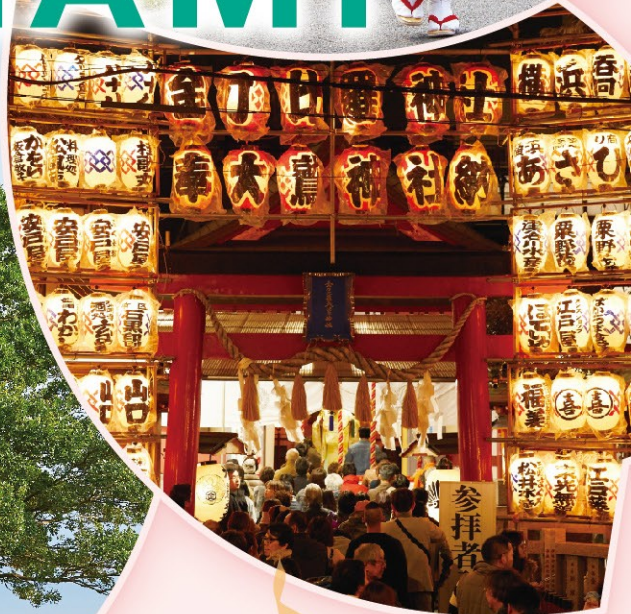
南区は令和5年12月1日に

区制80周年を迎えます。

南区制80周年記念
2023



MINAMI



南区制80周年記念事業実行委員会

南区制80周年

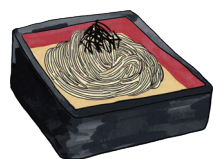


南区民の
“おすすめ飲食店”を
ご紹介します！



みなみのおすすメン

Minami no Osusumeshi



みなみのおすすメン 一度訪ねてみませんか？

みなみのおすすメンとは？

開港以来の下町である南区は、どこか懐かく、あったかい雰囲気溢れたまち。

この南区の魅力を「食」を通じて発信するため、区内のおすすめの飲食店をエピソードとともに募集しました。

このうち、推薦数が多いお店やあったかいエピソードが多い31店舗を「みなみのおすすメン」に決定しました。



■ アイコン説明

- 中華 …中華、ラーメン
- 和食 …そば、寿司、お好み焼き、定食等
- 洋食 …イタリアン、洋食等
- 喫茶 …喫茶店、カフェ
- その他 …居酒屋、エスニック等
- 住 …住所
- ☎ …電話番号

- 掲載内容は、令和5年3月現在のものです。
- 定休日等の情報は掲載しておりません。また、掲載の情報は、店舗や区民等からの情報提供に基づいて作成しておりますが、正確性や完全性を南区が保証するものではありません。最新の情報は必ず事前にご確認ください。
- おすすめの飲食店とエピソードは、南区に在住・在勤・在学の方を対象に令和4年7月8日から令和4年10月31日にかけて募集し、298店舗に対し1588件の推薦をいただきました。

発行 南区役所区政推進課
TEL:045-341-1232 FAX:045-341-1240
Eメール:mn-kikaku@city.yokohama.jp

令和5年3月発行

みなみのおすすメン
HPはこちら



✂️ 阪東橋・南太田・吉野町エリア

イタリア料理 まろん (洋食)

住 高根町4-27 ☎ 045-231-4156

40年前から変わらない気取らず、気のおけない気持ちよいお店／フライパンで出てくるパスタがおしゃれ！／ボリューム満点！／市大に勤めていた時によく宴会していました

栄 華 (中華)

住 西中町3-47 ☎ 045-231-2495

中学生の頃から通っていますが、ずーっと変わらず、とてもおいしい町中華です／お母さんの対応がよい！／土曜日の部活前に食べた味噌肉丼の味が忘れられず、今も通っています

元祖 スーラーメン (中華)

住 浦舟町3-38 ☎ 045-251-1959

ご主人が高齢だがいつまでも続けてほしい／夫婦で頑張ってるラーメン屋で、サービスで、ごはんと手作り漬物も付けてくれる／種類が豊富で全部美味しいです！／酸っぱさが抜群！／あつあつとろとろで体が温まります

酒処 美せん (その他)

住 浦舟町2-21 ☎ 045-251-5833

10人位で一杯になる小さなお店ですが、おかみさんの手作り料理が美味しい居酒屋／店主の人柄がとてもいい。家庭的で第2の実家のようなお店／お袋の味です。夜の小料理も最高です

寿司 川徳 (和食)

住 浦舟町1-2-6 ☎ 045-251-5637

いつも混んでるお寿司屋さん。海鮮ちらしが絶品。厨房もきれいで、カウンター越しの板前の手さばきがとっても丁寧／常連の方に愛されている。店内は明るく、初めて行く人も入りやすい

北京 (中華)

住 万世町2-38 ☎ 045-252-8809

昔ながらの町中華、ご主人と奥様二人でアットホームな雰囲気です／開店当初からのファンです／昔ながらの野菜がたくさん入ってるたんめん、この町に住んで61年お気に入りの味です

めぐカフェ (喫茶)

住 南太田1-7-20 フォーラム南太田1階 ☎ 045-714-5911

図書室が同じ建物内にあるのでランチをした後に本も読んで最高です／南区に引っ越して初めてできた友人と一緒にランチを食べたのがめぐカフェでした／野菜たっぷり、しかもおいしいランチに満足！

うらふね (中華)

住 白妙町4-53-16 ☎ 045-231-8288

親子2代で経営、アットホームで低価格でボリュームがある／小学生の頃、近くに知人がいてそこに行くたびに食べ盛りの小学生男子にうらふねさんのラーメンを取ってくれた。ずっと親しんでいる味

カレーの店 ピー (その他)

住 真金町1-3-1 ☎ 045-251-2644

一度行くとはまる店、猫二匹が迎えてくれる。本場タイ人が作るタイ料理うまし！／最初はあやしいお店かと思って思い切って入ったら、すごくおいしい良いお店だった／小学校のママ友に教えてもらいました

グリルアンドワイン メグミ (洋食)

住 白妙町3-38 ☎ 045-334-8038

ワインに合う生パスタが絶品／三浦野菜のサラダもおいしい／市大病院でこどもを産むことになり、健診で訪れるたびにこのお店に通い今は4才になった娘と週1・2のペースで通っています

酔来軒 (中華)

住 真金町1-1 ☎ 045-231-6539

仕事で南区に来たときは必ず寄る／行列ができるほどの人気店なのに、兄弟仲良く接客していてとてもあたたかなお店／古き良き昭和の雰囲気を出していて、食べ物どれも美味しい／名物酔来丼は安くて旨い！

創作イタリアンバル はるのゆ (その他)

住 浦舟町1-2-4 ☎ 080-9151-1126

ドイツワインが飲める横浜でも珍しいお店。何を食べてもハズレがない／野毛でおすすめしてもらった近所のお店！ご飯もおいしくアットホーム／懐かしい雰囲気もありながらおしゃれで素敵な店内

三吉橋 小嶋屋 (和食)

住 中村町3-188-9 ☎ 045-261-0391

落ち着いておいしい蕎麦を食べたいときに行く／近所の方たちが日本酒を飲みながらのんびりしているのがイキだな～と思います／古き良き風情残るそば屋さんです／そばはもちろんそばつゆも美味

弘明寺・六ッ川エリア

弘明寺下町食堂 町っ子^{まちこ} (中華)

住 弘明寺町155-1-3 ☎045-309-1186

人情下町らしいお店で、ボリュームあるメニューがいい／座敷があり子連れも◎結婚前から通い、子どもが生まれてからも通っている／いいじ、ばあば、子ども達と3世代で食事を楽しめます



珈琲ぱあらー泉^{いずみ} (喫茶)

住 六ッ川1-39 ☎045-715-6336

古い昭和な感じのレトロなお店。とにかくマスターを含め雰囲気がいい。下町気質の南区にぴったりなお店です／中学校のそばにあり、よく食べました／数十年変わらぬポラタ(ナポリタン)是非ご賞味あれ

サロンぽっとサライ^{その他}

住 永田みなみ台2-1 1階104 ☎045-309-6365

ボランティアのスタッフの皆さんがいつも笑顔で迎えてくれるお店です／団地の皆さんの憩いの場になっているのもほっこり！／地域に愛される元気なお店で、地元のお母さんたちの手料理はどれも美味しいですよ！

ステーキバル 歌舞鬼^{かぶき} (洋食)

住 大岡2-7-1 第2浅岡ビル108 ☎045-341-3429

みんなでワイワイ楽しく飲み会。みんなに好かれている店主さんです／息子の「ごちそう」はこちらのハンバーグ／お酒メインではあるが、料理もおいしくて満足できます。雰囲気も最高です

広島風お好み焼くあんばる亭^{てい} (和食)

住 通町4-115 ☎045-742-8989

お店の方の人柄もおいしさも全て◎お好み焼きはこちらでしか食べないくらい。一人でもOK。テイクアウトもOK。何十年も通い続けてます／子連れにも優しく、これからもお世話になりたいです！

ラーメン たっ屋^や (中華)

住 永田北3-25-7 ☎045-731-4378

屋はとにかく賑わっています／何を食べても美味しいです。これからも、いつまでも、この伝統の味を守って、お店を続けていきたいです／アレルギー対応ラーメン店！店主も優しく気遣いのできる方です



井土ヶ谷・蒔田エリア

cafe KuKuRu^{カフェ ククル} (喫茶)

住 井土ヶ谷上町22-26 ☎045-711-9996

いつも温かく迎えてくれる雰囲気がとても好き／裏通りのかわいいお店で、動物性の食材不使用の体にいいメニューが揃っています。しかもおいしい！／近所のママさん達は知らない人がいない人気店です

キッチン裕^{ゆう} (洋食)

住 通町1-2-3 HBビル 1F ☎045-712-0525

本格洋食を磁器のプレートで庶民的な価格で提供してくれるお店です。気取無用です／店員の方がとても丁寧で親しみが持てます。地元のマダムでいっぱいでした。愛されているのかな

すき焼き むら越^{こし} (和食)

住 通町2-18 ☎045-741-4514

古くからある気取らない、すき焼き屋さん／定番のメンチカツも絶品ですが、名物のすき焼きは、味もさることながらお店の方のお人柄や懐かしい雰囲気の和室で旅館でくつろぐようにゆっくり頂けて、とても満足

チャイナ飯店^{はんでん} (中華)

住 井土ヶ谷中町157-1-B ☎045-742-2702

ボリュームたっぷりのメニューが多く、家族連れの財布に優しい価格設定／お店の方がこども食堂をやっている良いお店です／唐揚げのボリュームが半端ない、チャーハンが人気のお店です

元祖ふぐ料理 忠勇^{ちゅうゆう} (和食)

住 睦町1-3-6 ☎045-715-2929

こどもの頃からうなぎを食べに連れていってもらうのが楽しみでした(今も)／新潟の兄夫婦が遊びに来た時、何を食べても美味しいと大喜びでした／90歳のおかみさんに元気をもらっています

公珠^{こうじゅ} (中華)

住 井土ヶ谷下町37-6 沼上マンション 1F ☎045-298-9091

お店の方々、お料理の味とメニュー等みんなよし！家族中で味わっています／野菜があまり好きではない3歳の娘も金餃子は大喜びで食べます／孫の好きなラーメンと私の好きな餃子とつまみにビールが飲める良いお店



蕎麦処 太田屋^{おおたや} (和食)

住 共進町3-66 ☎045-731-2090

大おかみ、高齢なのに元気ハツラツ!!／年越しそばは毎年ここです／散歩途中ふらりと入ったお店。そば好きの夫が気に入って、月に何度か通ってます。手ヌギなし、店内もきれい、とにかく美味です

BISTRO CAFE FIORE^{ビストロ カフェ フィオーレ} (洋食)

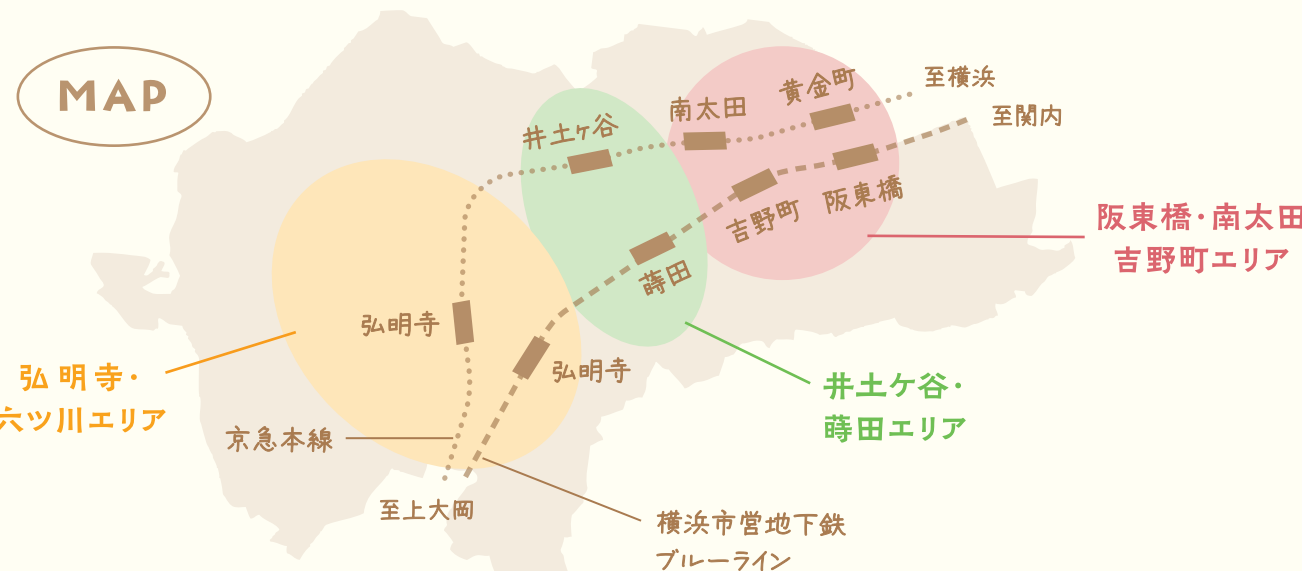
住 睦町1-31-4 1F ☎045-742-8713

土鍋をあけたらツヤツヤのご飯、元お米屋さんらしいメニュー／地域の方にも愛されている素敵なお店／孫たちがくると必ず食べにいきます／毎回、感動するほどおいしいです／接客も丁寧で癒されます

Bottega Regalo^{ボッテガ レガロ} (洋食)

住 蒔田町888 森正第二ビル 102 ☎045-315-5336

通い始めて7年目。いつ来ても新鮮な美味しさが味わえる／子供が一緒でも大歓迎してくれます／毎年誕生日にここでお祝いしてもらっています／本格的なイタリアンテイスト、でも店はアットホームな雰囲気でいい感じ



お元気で21健診

年に1回は受診！ フレイル対策に取り組みましょう！

区役所会場は、希望者には**物忘れ度チェック**もお受けいただけます！



開眼片足立ち



握力



5m歩行

タッチパネル
で簡単！



受診者全員に
歯ブラシプレゼント



問診＋3つの体力測定＋**物忘れ度チェック**（希望者のみ）＋結果説明

会場	日程	時間	定員	申込開始日
南区役所 （1階多目的 ホール）	6月29日（木）	10時～11時	30人	5月11日（木） 9時から
	10月10日（火）	14時～15時	30人	9月11日（月） 9時から

問診＋3つの体力測定＋結果説明

会場	日程	時間	定員	申込開始日
六ツ川1丁目 コミュニティハウス	9月29日（金）	14時～15時	30人	8月14日（月） 9時から
大岡地区センター	11月30日（木）	10時～11時	30人	10月11日（水） 9時から

対象 おおむね65歳以上の方

申込

会場毎、事前申し込み制
（受付時間を分散して実施）

主催・問合せ

南区役所 高齢・障害支援課 電話 341-1140 FAX 341-1144

日赤南発第 40 号
令和 5 年 4 月 20 日

自治会町内会長 各位

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市南区地区委員会
事務局長 武田 博美
＜公 印 省 略＞

令和 5 年度南区赤十字会員増強運動へのご協力について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

赤十字事業の推進につきまして、日頃から格別のご支援・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、日本赤十字社では、国内外における災害救援活動をはじめとして、常に人道的立場で幅広い活動を展開しているところですが、そのための活動資金として、赤十字活動月間の 5 月を中心に、全国一斉に「赤十字会員増強運動」を実施いたします。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、別添の実施要領のとおり、本年度もお力添えをいただけますようよろしくお願い申し上げます。

日赤南区地区委員会事務局 (南区社会福祉協議会内) 担 当：三枝木 電 話：2 6 0－2 5 1 0
--

南区社協発第13号
令和5年4月20日

自治会・町内会長 各位

社会福祉法人
横浜市南区社会福祉協議会
会長 大津 幸雄
＜公 印 省 略＞

南区社会福祉協議会
令和5年度「世帯賛助会費」へのご協力について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

自治会町内会の皆さま方におかれましては、日頃より地域福祉活動にご尽力いただくとともに、本会事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会は「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくり出す」という活動理念のもと、地域住民・団体や社会福祉施設等関係者のご協力を得ながら、様々な地域福祉事業に取り組んでおります。

つきましては、令和5年度の事業推進にあたり、本会の取組にご賛同いただくとともに、世帯賛助会費にご協力を賜りたく存じます。

今後とも、本会事業の運営にご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

◎賛助会費 1世帯 50円（連合会別目安額は、別紙1参照）

◎納入について

地区連合町内会でのとりまとめをお願いしております。

＜お問い合わせ＞

横浜市南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8階

横浜市南区社会福祉協議会

事務担当：葛城（かつらぎ）、内藤

電話：260-2510 FAX：251-3564

<世帯賛助会費について>

◎趣 旨

南区社会福祉協議会(南区社協)は、『安心して暮らせるまちづくり』のために、地域住民の皆さまが行う活動を支援し、地域の福祉課題を解決していくことを目的とした組織です。

南区社協の取組は、行政からの補助金、委託料のほか、地域の皆さまからの募金や寄付、会費等、様々な財源で支えられています。

これまでの活動を安定的に継続しながら、新たな課題に取り組むために「地域ぐるみの応援・ご支援」をいただいております。

そこで、区民一人ひとりの応援を「世帯賛助会費」という形でお願ひするものです。

◎南区社協(賛助会費他)で取り組む事業(令和4年度総額 約 367 万円)

地域福祉活動の支援

地域福祉保健計画推進主体である「地区社会福祉協議会」への活動支援



生活困窮者等への支援

様々な事情により生活にお困りの方への相談対応などの個別支援



地域福祉の啓発

福祉への理解を広めるための様々な情報の発信を通じた広報啓発



◎ご協力いただきたい金額

1世帯あたり50円(@50×自治会町内会世帯数)のご協力をお願いいたします。

※単位自治会町内会ごとの目安額は、別添資料(席上配付)のとおりです。

◎納入について

原則、地区連合町内会でとりまとめのうえ、納入をお願いいたします。

- ・郵便振替用紙での送金、南区社協事務局窓口へのご持参による方法での納入をお願いいたします。
- ・連合町内会でのとりまとめが難しい場合は、単位自治会町内会ごとに御納入いただくことも可能です。(事前に事務局へお知らせいただくと助かります。)
- ・南区社協事務局窓口へ現金をご持参する場合は、両替や釣銭のご準備ができません。予めご了承ください。

令和5年度 世帯賛助会費 連合町内会別 目安額

(単位:円)

No	団体名	自治会数	世帯数	目安額
1	お三の宮地区連合町内会	7	4,604	230,200
2	太田地区町内連合会	12	4,586	229,300
3	太田東部連合町内会	9	3,296	164,800
4	寿東部連合町内会	10	6,460	323,000
5	中村地区連合町内会	18	6,203	310,150
6	蒔田連合町内会	18	5,356	267,800
7	堀ノ内睦町連合町内会	10	2,576	128,800
8	井土ヶ谷地区連合町内会	7	3,971	198,550
9	南永田・山王台連合町内会	10	2,861	143,050
10	北永田地区連合町内会	21	5,796	289,800
11	永田みなみ台連合自治会	4	1,183	59,150
12	六ッ川地区連合自治会	19	4,831	241,550
13	六ッ川大池地区連合自治会	14	4,935	246,750
14	本大岡地区町内会連合会	14	6,001	300,050
15	大岡地区連合町内会	15	5,893	294,650
16	別所地区連合町内会	8	3,983	199,150
17	連合未加入団体	8	1,449	72,450
合計		204	73,984	3,699,200

※世帯数は、令和5年2月現在の加入世帯数です。

南 保 発 第 3 号
令和 5 年 4 月 2 0 日

自治会町内会長 各位

南 保 護 司 会
会 長 工 藤 昌 代
＜公 印 省 略＞

令和 5 年度 更生保護活動寄付金について（お願い）

新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より更生保護事業につきまして格別のご支援、ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

今年度も引き続き、南区内の更生保護活動及び犯罪予防活動の一層の充実を図ることを目的として、「社会を明るくする運動」や「青少年の非行防止事業」を実施します。

つきましては、これらの活動推進にあたり、昨年度と同様 1 世帯あたり 2 0 円 を目安といたしまして、ご寄付のご協力をお願い申し上げます。

また、お忙しい折誠に恐縮ですが、ご寄付の納入につきましては、8 月末日までに 手続きしていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

1 寄付金の納入方法について

（1）郵便振替

同封の「払込取扱票」に必要事項を記載のうえ、郵便局にてお振込みください。振込手数料につきましては必要ございません。現金取扱手数料は寄付金から差し引いていただいで差し支えありません。

（2）窓口納入

南区社会福祉協議会事務局まで直接お持ちください。

2 自治会町内会ごとの目安額について

別紙「令和 5 年度更生保護寄付金募集 自治会町内会別目安額」をご参照ください。

3 領収書について

郵便振替の場合には、勝手ながら、郵便局の窓口で交付される「払込取扱票」の控えをもって領収書にかえさせていただきます。

【参考】令和 4 年度更生保護活動寄付金実績とその使いみちについて（報告）

ご協力いただきました寄付金は下記のように活用いたしました。ありがとうございました。

募金実績	使いみち	金 額(千円)
令和4年度 更生保護活動寄付金 1,445,360 円	○「社会を明るくする運動」事業等に	865
	○南区内の更生保護活動及び犯罪予防活動を行う団体 (保護司会、更生保護女性会等)への助成金に	260
	○地域の対話集会等啓発費に	320

＜問合せ先＞ 事務局 南区社会福祉協議会
担当：中畑 TEL：2 6 0－2 5 1 0

南 保 発 第 2 号
令和5年4月20日

自治会町内会 各位

南保護司会
会長 工藤 昌代
南区更生保護女性会
会長 青山 かなよ

会報「更生保護みなみ（第56号）」の広報協力について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、かねてより両会が推進しております更生保護事業の諸般にわたり、ご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり両会が実施している主要行事や日ごろの活動状況等を広く住民の方々にご紹介し、ご理解を深めていただくため標記会報を毎年春期と秋期に定期刊行しております。

このたび第56号を作成いたしました。

ご多用の中、誠に恐縮ですが、会報を回覧数分お送りいたしますので貴町内会にてご回覧いただきたく、ご配慮をお願いいたします。

【問合せ先】

南保護司会・南区更生保護女性会
事務局 中畑
TEL：260-2510

令和5年4月20日

各自治会町内会長 様

南区スポーツ協会
会 長 平戸 善久

南区スポーツ協会地域会費の連合町内会単位による一括納入について（お願い）

春暖の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から南区スポーツ協会の活動に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、南区スポーツ協会では事業を円滑に行うため、例年各自治会町内会に地域会費の納入をお願いしているところです。昨年度より郵便局への払込の際、現金取扱手数料がかかるようになりました。払込時に払込金額より110円を差し引いた金額を納入して頂きました。

払込時における煩雑を無くすため、連合町内会単位での納入をお願いしたいと思います。

- 1 連合町内会単位による一括納入をお願いいたします。
- 2 令和4年度の世帯数調査により作成した、地域会費目安額により納入をお願いいたします。
- 3 必要に応じ各自治会町内会別の領収書を作成して郵送いたします。
- 4 連合町内会内での徴収方法は各連合町内会にお任せいたします。
- 5 各自治会町内会で発生した個別の問題はスポーツ協会事務局で対応いたします。

※連合町内会に加盟していない自治会町内会には昨年度と同じく払込取扱票を送らせていただき、110円を差し引いた金額を払込いただきます。

【連絡先】 南区スポーツ協会事務局（南スポーツセンター内）
事務局長 中村 晶
TEL 716-5752 FAX 716-5753
携帯 090-8051-0077

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

区連会 4 月 定例会 資料
令和 5 年 4 月 20 日
水道局 配水課

横浜市水道局
配水課 長

地下漏水調査の実施について

日頃から、横浜市水道事業に御理解と御協力賜り厚くお礼申し上げます。

横浜市水道局では、漏水事故防止の一環として、調査会社に委託して地下漏水調査を実施いたします。

1 調査概要

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 調査名 | 漏水調査作業委託（その1） |
| (2) 調査場所 | 南区内全域 |
| (3) 調査会社名 | 株式会社日本レップス |
| (4) 所在地 | 横浜市中区元浜町三丁目 15 番地 |
| (5) 電話番号 | 045-264-8361 |
| (6) 現場責任者 | 小塚 賢一 |

2 調査期間

令和5年5月上旬から令和5年7月中旬までの平日

3 調査時間

午前8時45分から午後5時15分まで

4 調査方法

道路上における路面音聴調査と、宅地内に立ち入る漏水確認調査を行います。

(1) 路面音聴調査

路面音聴調査とは、道路内に埋設されている水道局の配水管（水道の本管）及びお客さまが所有する給水管を対象に、調査員が漏水探知器を使用して、道路上から漏水音の有無を確認する調査方法です。

(2) 漏水確認調査

漏水確認調査とは、路面音聴調査によって漏水の疑いが確認された場合、お客さまの宅地内で漏水調査機器を用いて漏水箇所を特定する調査方法です。

宅地内を調査する場合には、事前にお客さまの許可を得てから行います。

また、御不在の場合は、改めて御訪問させていただきます。

<連絡先>

水道局配水部配水課漏水管理係	
担当	久保 薫・土志田
電話	331-1838
FAX	332-1442

ろうすい 漏水調査のお知らせ

水道局では、調査会社に委託して、南区内の地下漏水調査を実施いたします。

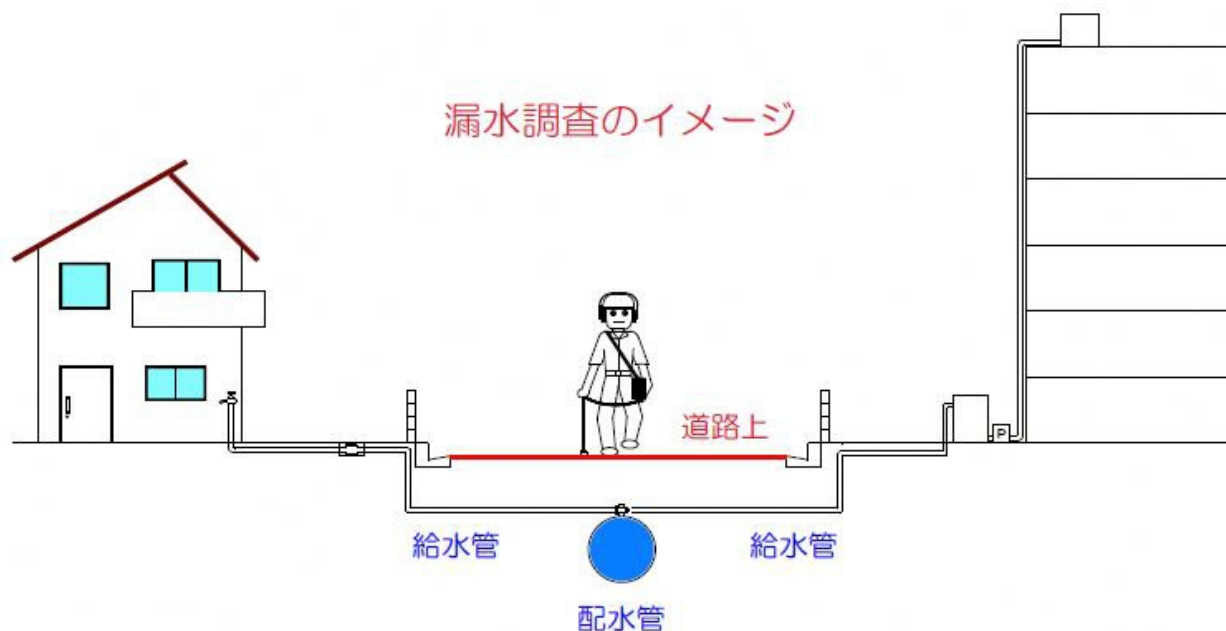
調査期間 令和5年5月上旬から令和5年7月中旬までの平日

調査時間 午前8時45分から午後5時15分まで

- ★ 調査は下図のように**道路上**で調査します。
- ★ 漏水調査費用は**無料**です。
- ★ 漏水調査により漏水の疑いがある場合、該当するお客さまにはお声掛けをいたしますが、**漏水が無い場合はお声掛けをいたしません。**

※最近悪質な訪問が横行しています。不審者には十分お気をつけ下さい。

夜間・土・日・祝日のお問い合わせは、お客さまサービスセンター はちよんなな **847-6262** へお電話下さい。
※おかけ間違いのないようご注意ください。



ろうすい
横浜市水道局 配水課 漏水管理係

横浜市保土ヶ谷区仏向西4-1

電話：045-331-1838（平日:午前8時45分から午後5時15分まで）

担当：久保蘭・土志田

漏水調査委託会社の制服

お客様がお住いの地域では「株式会社日本レップス」に
水道局が委託して漏水調査を実施します。

下記作業服を着用した調査員が漏水調査を実施しますので、
ご協力をお願いいたします。



作業服の背中に貼り付けてあります。



左腕に腕章をしています。

水道局発行の
「証明書」
を着用しています。



株式会社 日本レップス

横浜市中区元浜町三丁目15番地

こつか けんいち

現場責任者：小塚 賢一

電話：045-264-8361

携帯電話：090-5807-1932

GREEN×EXPO 2027 の周知に向けた 御協力について（依頼）

2027 年、横浜市で初の万博となる^{グリーン エクスポ ニーゼロニナナ}GREEN×EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）が開催されます。GREEN×EXPO 2027 では、圧倒的な花と緑で来場者を魅了するとともに、グリーンイノベーションによる新しい社会の実現を横浜から発信する、世界的な万国博覧会を目指しています。

2027 年の開催に向けて、市民の皆さまと一緒に機運を高めていきたいと考えています。つきましては、**別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出**いただき、市民の皆さまへの周知に御協力くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

- 1 掲出場所について
自治会町内会掲示板

- 2 問合せ先について
GREEN×EXPO 2027 に関するお問い合わせは、
横浜市コールセンター：045-664-2525 もしくは下記担当までお願いします。

【参考：GREEN×EXPO 2027 の基本情報】

テーマ	幸せを創る明日の風景～Scenery of the Future for Happiness～
開催期間	2027 年 3 月 19 日（金曜日）～ 9 月 26 日（日曜日）
開催場所	旧上瀬谷通信施設（旭区・瀬谷区）
博覧会識別	A1（最上位）クラス 万国博覧会、かつ、世界最上位クラスの国際園芸博覧会として、開催します。
参加者数	1,500 万人（地域連携や ICT 活用などの多様な参加形態を含む） 有料来場者数：1,000 万人
博覧会区域	約 100ha（内、会場区域 80 ha）
開催者	公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

★博覧会の最新情報は、以下ホームページでご確認いただけます。

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

〈裏面あり〉

担当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 河野、岩下
連絡先：671-4627
業務メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

2027年に神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)で開催される国際園芸博覧会の略称です。「植物」、「花」、「緑」を総称し、「自然」、「環境にやさしい」という「GREEN」、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」という語を掛け合わせ、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しました。日本では1990年の大阪花の万博以来37年ぶりとなる最上位(A1クラス)での開催で、BIE(博覧会国際事務局)認定の万博でもあります。



テーマ

Scenery of the Future for Happiness



風景を彩る庭園



農とのふれあい



五感で楽しむ世界の食体験



コンペティション



多彩な行催事



多様な参加者との交流

開催場所

神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)
※旭区・瀬谷区に位置

開催期間

2027年3月19日(金)～9月26日(日)

博覽會區域

約100ha（内、会場区域 80ha）

Webサイトはこちら

<https://expo2027yokohama.or.jp/>



会場までのアクセス

